

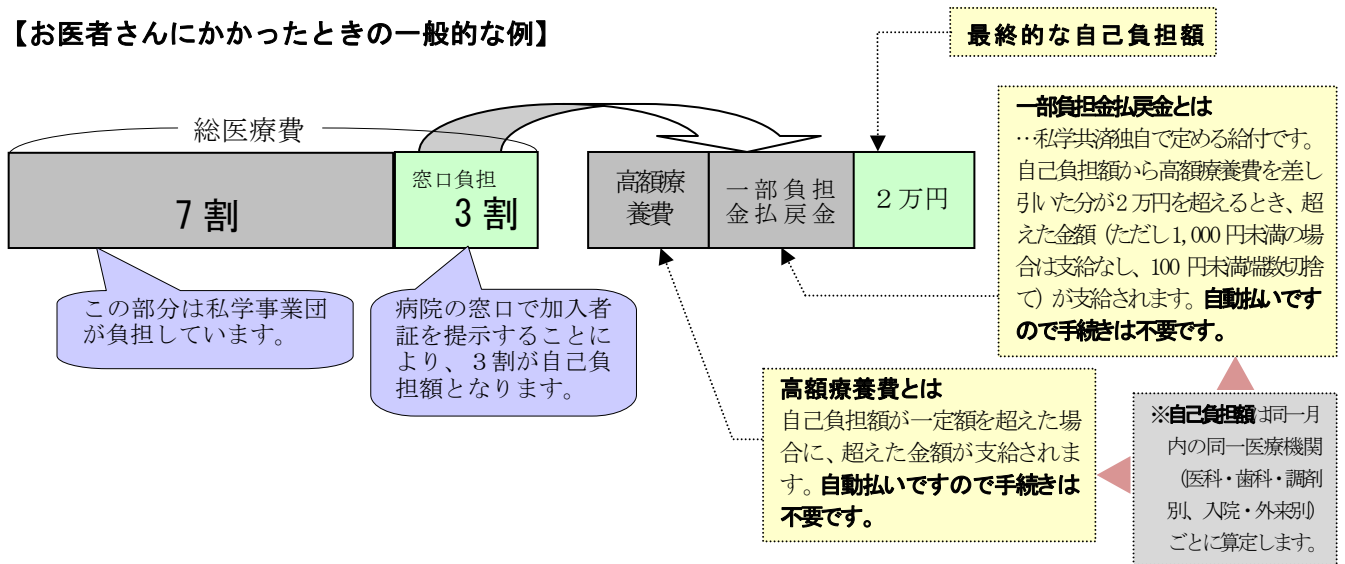
私学共済制度とは？

私学事業団は私学共済制度という皆さんのための福利厚生事業を運営しています。私立学校に勤務する教職員は、私立学校教職員共済法という法律により私学共済制度の加入者になることになっていますので、自由に加入したり脱退したりすることはできません。  
私学共済制度では、3つの事業(短期給付・長期給付・福祉事業)を行っています。

短期給付

加入者や被扶養者が病気・ケガをしたとき、結婚・出産・死亡・休業や災害にあったときに給付されます。  
\*民間会社に勤務している人に適用される「健康保険制度」に相当するものです。

【お医者さんにかかったときの一般的な例】



上の例は皆さんが手続きをしなくても給付が行われます。しかし、短期給付では、皆さんが手続きをしなければ給付が行われないものがあります。

手続きが必要な主な給付 (現金を給付します)

病気になったとき

療養費

やむを得ない理由で加入者証を使えず、いったん医療費の全額を立替払いしたとき

移送費

症状が重くて緊急やむを得ず医師の指示で移送されたとき

休業し給与が減額されたとき

傷病手当金

職務以外の病気やケガで休業したとき

出産手当金

出産のために休業したとき

休業手当金

家族の病気やケガなどで休業したとき

結婚したとき

結婚手当金

出産したとき

出産費

死亡したとき

埋葬料

災害にあったとき

弔慰金

水震火災やその他の非常災害で死亡したとき

災害見舞金

水震火災やその他の非常災害で住居や家財に損害を受けたとき

他にも私学事業団独自で定めた付加給付などがあります。

## 長期給付

加入者が一定の年齢になったとき・障害の状態になったとき・死亡したときなどに、年金や一時金が給付されます。

### ■サラリーマンの年金制度(被用者年金制度)

私立学校に勤めている人 → 私学共済制度

民間会社に勤めている人 → 厚生年金保険

国家公務員 → 国家公務員共済組合

地方公務員 → 地方公務員共済組合

### 退職共済年金を受給するには

私学共済制度に加入した期間

+

国民年金や他の被用者年金制度に加入した期間

||

25年以上

### 退職共済年金

退職後や老後の生活の安定のため、全国民共通の国民年金(基礎年金)の上乗せとして支給される給付です。

### 障害共済年金

加入者である間の病気やケガで障害の状態になったときに、それに伴う稼働能力の喪失又は減少を補うために支給される給付です。

### 遺族共済年金

加入者又は加入者であった人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた遺族の生活保障として支給される給付です。

他にも日本国籍を有さない人に対する**脱退一時金**があります。

## 福祉事業

「日常生活をより豊かに、より健康に」をテーマに、次の福祉事業を行っています。

### 保健事業

特定健診等、人間ドック利用費用補助、出産祝品・災害見舞品などの贈呈、海外研修旅行の企画・後援、各種割引事業などを行っています。

### 医療事業

直営の医療施設として、東京に東京臨海病院を運営しており、加入者及び被扶養者に高度で適切な医療を提供しています。

### 宿泊事業

直営宿泊施設として札幌・仙台・東京・名古屋・京都・大阪・広島・福岡に8会館と、箱根・湯河原・葉山・鎌倉・金沢・軽井沢・志賀高原・京都に8の宿泊所・保養所があります。

### 積立貯金事業

加入者の貯金を受け入れ、有利な利率\*で運用を図っています。  
\*半年複利で、利率は金融情勢によって変更されます。  
年利 0.60%(H24. 2. 1現在)

### 積立共済年金事業

在職中に積み立てた積立金を原資として、退職後に年金や一時金などが受けられる制度です。

### 共済定期保険事業

加入者が疾病、ケガ、死亡又は高度障害になった場合に本人の医療費や家族の生活費を補う制度です。

### 生涯生活設計の支援事業

加入者とその配偶者を対象に、生涯生活設計に必要な知識、情報などを提供するセミナーを毎年開催しています。

### 貸付事業

加入者が臨時に資金を必要とするときなどにその資金を貸し付ける制度で、一般・教育・結婚・災害・医療・住宅貸付の6種類あります。

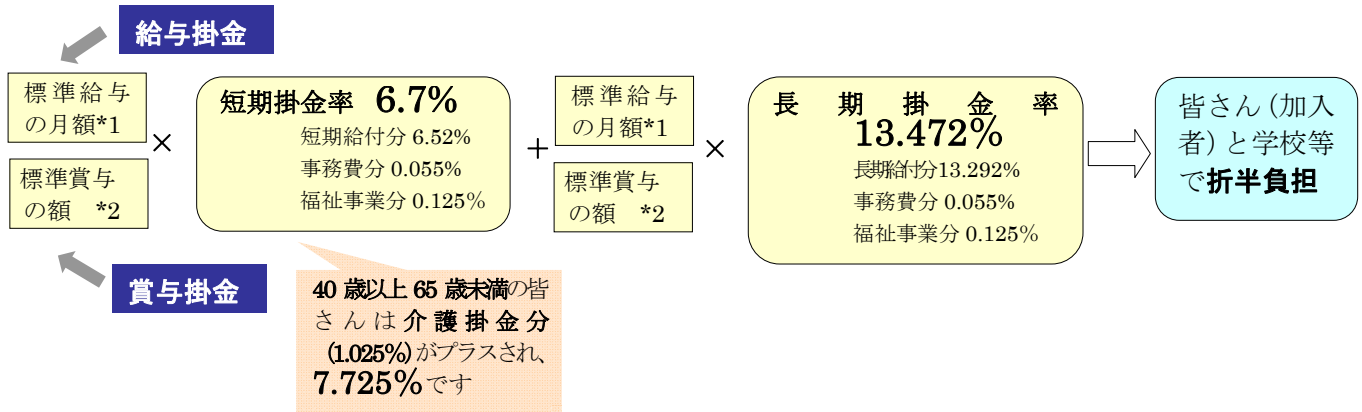
# 掛金のしくみ

共済事業（短期給付・長期給付・福祉事業）の財源に充てるため、皆さん（加入者）と学校等が折半をして掛金を負担していただきます。掛金には、毎月の給与から徴収する給与掛金と、賞与等から徴収する賞与掛金があります。

掛金の納付義務は学校等にありますので、学校等が皆さんから、毎月の給与を支給する際に前月分の掛金を控除し、その月の末日までに学校等の負担する掛金とあわせて、私学事業団に納付することになります（賞与等にかかる掛金は賞与等を支給する際に控除し、翌月の末日までに納付することになっています）。

なお、退職後、引き続き短期給付に加入する任意継続加入者の掛金は全額自己負担となります。ご自身で納付通知書により、初回分を除きその月の前月末日までに私学事業団に払い込んでいただきます（月払い・半年払い・年払いの3方法）。

## 【一般的な掛金のしくみ】 ※数字は24年度の掛金率です。



\*1 標準給与とは、私学の給与体系が一律ではないため標準となる給与表を定め、この表に加入者の給与月額をあてはめたものです。給与月額には、基本給のほか、扶養手当、通勤手当、残業手当などの支給額がすべて含まれます。

\*2 標準賞与とは、同一月に支給された賞与等の額の1,000円未満を切り捨てた額です。ただし、短期標準賞与は年度内(4月から翌年3月まで)上限が540万円、長期標準賞与は1か月あたり150万円が上限です。